

地域づくりデザイン事業の概要

■地域づくりデザイン事業とは

地域づくりデザイン事業は、地域住民が創意と工夫にあふれた「地域づくりデザイン」を発案・企画し、その「テーマ」や「目標」を自ら示すことによって、地域に対する住民共通の理解と関心を深め、校区の特色を生かした地域づくりに主体的に取り組んでいただくことにより「地域力」の育成と地域自治の促進を図ることを目的としています。

■応募対象

校区コミュニティ協議会が対象です。

※事業の発案や企画が、自治会や防災・防犯などの各団体である場合は、校区コミュニティ協議会の中で課題整理や協議を行い、とりまとめのうえ、校区コミュニティ協議会として応募する必要があります。

■応募要件

事業への応募には、地域の課題精査及び地域住民のニーズの把握、地域住民の相互理解、及び合意形成のプロセスを必須とします。応募要件は以下のとおりです。

- (1) 個性と魅力あるまちづくりを行うために、地域の特色や住民独自の発想を生かし、地域コミュニティの活性化を図るための事業であること。
- (2) 自主的、自立的に住民が主体となって行う事業で、持続性、発展性があり、かつ、公共性、公益性を有すること。
- (3) 従来 of 活動に関連した事業である場合は、これまでにない新たな要素・取り組みが付加されていること。

■※事業として認められないもの

地域づくりデザイン事業は、住民の提案によって、地域が主体的に実施する事業であり、要望・要請を目的とした事業は対象となりません。また、単発のイベントや、備品・不動産購入を目的とした事業など応募要件に合致しない事業は認められません。

■支援内容

事業の計画策定及び事業実施に対して助成金等の支援を行います。支援内容は以下のとおりです。

(1) 計画策定に対する支援

計画の策定に向けた地域課題の精査、アンケート調査の実施、住民意見の集約、計画のまとめ等の作業にかかる経費の一部を1校区につき最大10万円を限度に助成します。

また、課題抽出・精査を行うための専門の講師の派遣や紹介、計画策定のためのコーディネーターの紹介を行います。

- ・補助金額 最大10万円
- ・対象経費 調査費、研修費、消耗品費、コーディネーター経費等

(2) 事業実施に対する支援

事業実施に伴う経費を1校区につき最大300万円（審査委員会で認められた場合は最大5年間に分けて交付も可）を限度に助成します。

また、他の助成制度の活用や広報等のメディアの活用など、事業の持続・発展のため行政として可能な範囲で支援を行います。

- ・補助金額 最大300万円
- ・対象経費 委託費、工事費、消耗品費、備品費、複写・印刷費、謝礼金、運搬費、保険料等

■事業審査

応募された事業については、学識経験者、コミュニティ・NPO関係者、市職員で構成する「地域づくりデザイン事業審査委員会」において審査を行います。

審査は、事業のプレゼンテーション及び書類審査により行い、審査委員会は、応募要件に基づいた審査基準 ①創造性、②地域活性化、③持続性、④発展性、⑤主体性の5項目について総合的に調査審議し、その結果を市長に報告します。